

《負担限度額認定の申請方法》

【申請に必要な書類】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書 兼 同意書
- ② 被保険者本人の身元確認のできる書類(被保険者証の写し等)
- ③ 被保険者本人の番号確認のできる書類(マイナンバーカードの写し等)
- ④ 通帳の写し(銀行名、口座番号、名義人のわかる部分と、
最終残高のわかる直近2カ月以内に記帳したもの)
- ⑤ その他、預貯金等に含まれるものが確認できる書類(下表のとおり)

上記の「申請に必要な書類」①②③④⑤を同封の返信用封筒でご提出ください。

*④⑤については配偶者がいる場合は、2名分必要です。

- ・「申請に必要な書類」の提出がない場合には、受け付けることができません。
- ・本人および世帯員に、確定申告や市民税・都民税の申告等をしていない方がいると、認定ができませんので申告をしてください。

預貯金等の資産の例

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは 添付が必要)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば 口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高 によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書

*負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します(借用証書などで確認)。

*生命保険、自動車、貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、その他高価な価値があるもの(絵画・骨董品・家財など)は預貯金等には含みません。

【ご注意】

- ・虚偽の申告により認定された後に、基準を上回る所得・資産があったことが判明した場合は、給付を受けた額の返還だけでなく、加算金を課される場合もあります。
- ・認定要件に該当しない(住民税課税世帯である、預貯金等の金額が基準を上回る等)場合、サービス利用予定がない場合は、申請の必要はありません。
- ・認定要件に該当する場合、申請の受付をした月の1日から適用になります。月をまたがってのさかのぼりは行いませんので、申請遅れにご注意ください。

【申請書の提出先・問合せ先】

〒203-8555 東久留米市本町3-3-1

東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係 電話042-470-7750(直通)